五　海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この号及び第二十二条第一項において「非常災害発生周知措置」という。）がとられている場合　当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第二十二条第一項において同じ。）

４　海上保安庁長官は、前項第三号の規定による指定をする場合には、その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。

５　第三項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる場合に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該届出に係る航路標識の設備を当該届出に係る変更前のものと同一のものに変更し、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十三条第十項中「第五条第三項」を「第五条第六項」に改める。

第二十二条第一項中「海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三条第一項に規定する」及び「（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）」を削り、「同条第二項」を「海上交通安全法第三十七条第二項」に改め、「（同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。）」及び「（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三条第三項に規定する指定港をいう。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信）

第二十二条の二　海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第五条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。

２　前項の申出をする者は、実費を勘案して国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第二十三条第一項中「前条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第三十一条中「第五条第三項」の下に「、第五項若しくは第六項」を加える。

第四条　航路標識法の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」の下に「―第六条」を加え、「第二節　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第三条―第十四条）」を「第二節　航路標識協力団体（第七条―第十条）　第三節　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第十一条―第二十一条）　第四節　雑則（第二十二条―第二十五条）」に、「第四章　雑則（第二十二条―第二十六条）　第五章　罰則（第二十七条―第三十一条）」を「第四章　航路標識に関する費用（第三十一条―第三十四条）　第五章　雑則（第三十五条―第四十条）　第六章　罰則（第四十一条―第四十五条）」に改める。

第二条に見出しとして「（航路標識の設置及び管理の原則）」を付する。

第三十一条中「第五条第三項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第十項」を「第二十一条第十項」に、「第十三条第九項」を「第二十一条第九項」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十条中「前三条（前条第七号を除く。）」を「第四十一条、第四十二条又は前条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

第二十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第六条（第十三条第十項）」を「第十四条（第二十一条第十項）」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十三条第二項本文」を「第二十一条第二項本文」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」を「第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第二十一条」を「第三十条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条に次の一項を加える。

２　第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条を第四十三条とする。

第二十八条中「第九条、第十条第一項又は第十三条第五項」を「第六条第一項若しくは第二項、第十七条、第十八条第一項又は第二十一条第五項」に改め、「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第四十二条とする。

第二十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第五条第一項本文」を「第十三条第一項本文」に、「第三条第二項第三号」を「第十一条第二項第三号」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第四十一条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十六条を第四十条とし、第二十五条を第三十九条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」を「第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十三条第一項中「第十条、第十三条第六項」を「第六条第二項、第十八条、第二十一条第六項」に、「第十九条第三項又は第二十二条第一項」を「第二十八条第三項又は第三十五条第一項」に改め、同項第一号中「第十条第一項又は第十三条第六項」を「第六条第二項の場合にあつては同項に規定する処分により通常生ずべき損失額又は同項に規定する措置をするのに通常要すべき費用、第十八条第一項又は第二十一条第六項」に、「第十条第二項又は第十三条第七項」を「第十八条第二項又は第二十一条第七項」に、「第十九条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十二条の二第一項中「第五条第三項各号」を「第十三条第三項各号」に改め、同条を第三十六条とし、第二十二条を第三十五条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十一条を第三十条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　航路標識に関する費用

（海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等に要する費用）

第三十一条　第四条第一項の規定により海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持に要する費用は、当該工事又は維持をする者が負担しなければならない。

（義務の履行のために要する費用）

第三十二条　この法律の規定による義務又は第六条第一項若しくは第二項、第九条第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十一条第五項若しくは第六項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項若しくは第三項若しくは第三十五条第一項の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

（原因者負担金）

第三十三条　海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（強制徴収）

第三十四条　第六条第三項又は前条の規定に基づく負担金（第三項及び第四項において単に「負担金」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、海上保安庁長官は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。